

○国立大学法人お茶の水女子大学いじめ防止のための基本方針

〔平成26年4月1日〕
〔学 長 裁 定〕

I お茶の水女子大学の基本方針

1 基本方針

国立大学法人お茶の水女子大学のすべての学生、生徒、児童及び幼児並びに教職員は、本学における就学、就労及び教育・研究の良好な環境をつくり出し、かつ、それを維持するために、性別及び身分・職階上の区分等のあらゆる立場の相違にとらわれることなく、それぞれ人間としての最も基本的な倫理・道徳を遵守しつつ、相互に人権を尊重する。（国立大学法人お茶の水女子大学人権憲章）

以上の基本理念の下、全ての児童生徒が自己肯定観を持ち、自他ともに尊重しながら人間関係を築き、安心して生き生きと学習やその他の活動に取り組み、いじめが行われなくなることを目指す。

2 いじめとは

（１）いじめの認知

この方針において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に定めるものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行われることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（２）いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを十分に認識し、適切に対応する必要がある。

根本的ないじめ問題克服のためには、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重し合う人間関係を築く能力を養うことが必要である。また、いじめの背景にある心的ストレスなどの要因を改善し、それに適切に対処できる力を育まなくてはならない。そして、全ての児童生徒が安心でき、自己有用観や充実感を感じられる学校生活を送れるようにしていくことが重要である。問題を抱えた児童生徒一人ひとりへの丁寧な対応を図り、学校と家庭、大学、地域、関係機関、関係団体など、全て

の関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要である。

3 いじめの防止のための組織

(1) いじめ問題等対策連絡協議会

ア お茶の水女子大学附属学校部は、附属学校のいじめ問題等の対策を支援するために、いじめ問題等対策連絡協議会を設置する。

イ いじめ問題等対策連絡協議会は、附属学校部長を議長とし、附属学校部長、附属学校副部長、各附属学校長、各附属学校副校長、ハラスメント等人権委員会委員長、保健管理センター所長、附属学校課長、弁護士により構成される。

ウ 附属学校のいじめ防止基本方針、いじめ問題防止等の年間計画及び取組の実施状況の確認を行うとともに、関係機関等によるいじめ問題の防止や危機管理に関する取組の共通理解を図り、新たな取組に向けての検討を行う。

エ 大学と附属学校は、日常から、いじめ問題等の防止のために積極的に連携し、いじめ問題が発生した場合には、協力して問題の対応にあたる。

オ いじめが発生した場合には、校長又は副校長から附属学校部長へ連絡し、附属学校部長は、事態の性質に応じて、学長や協力を必要とする他の委員への連絡を行う。

カ 上記に限らず、緊急時には当該の副校長から委員に直接連絡をとるなど、柔軟な体制をとり、個々の場面に応じ、関わりの深い教職員や外部専門家にも協力を求める。

キ あとに定める「重大事態」発生時には、大学と附属学校（附属幼稚園を除く。）が一体となって問題に対応し、本連絡協議会又は当該附属学校（附属幼稚園を除く。）の下に調査組織を設置する。弁護士や心理の専門家等、専門的知識を有する者や外部の専門家の支援を得るため、日常から多様な人材を活用する体制を整備する。

(2) ハラスメント等人権委員会

ア ハラスメント等人権委員会は、国立大学法人お茶の水女子大学人権憲章に基づき、本学構成員等に対して、安全で差別のない環境のもとで学習・研究・就労する権利と人権を保障することを目的に設置されている。附属学校園は、当委員会との連携を図り、人権侵害のない学校づくりに努める。

イ 各附属学校のハラスメント等人権侵害相談員、担任、養護教諭、スクールカウンセラーは、ハラスメント等人権侵害相談室、学生相談室の利用に関する情

報を生徒・保護者に伝え、必要に応じて専門員への取り次ぎを行う。

ウ ハラスメント等人権委員会は、附属学校に関して以下の活動を実施する。

- ・附属学校教職員の人権研修を企画・実施する。
- ・児童生徒・保護者の人権教育に関する講演会やワークショップなどの実施を支援する。
- ・児童生徒・保護者を対象に、人権問題に関する定期的なアンケート調査を行う。

Ⅱ 附属学校の基本方針

1 基本方針

附属学校は、各学校独自の学校教育目標及び次の各号に定める基本方針に沿って、いじめのない学校の実現をめざし、いじめの防止、いじめへの対応にあたる。附属小学校、附属中学校及び附属高等学校においては、当該基本方針を含む各学校独自の「いじめ防止基本方針」を別に定め、これに基づき、いじめに対する措置を行うものとする。

(1) 附属幼稚園の基本方針

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼稚園では、幼児が遊びや生活の中で様々な人と関わり、自己の存在感や友達と活動する楽しさを味わっていく体験を積み重ね、喜びやときには葛藤体験も味わいながら次第に他者の思いに気付き、自分の行動を振り返っていく過程を大切にし、思いやりの気持ちを育てていく。そのために、全教員で幼児一人一人の実態を把握し個や集団に応じた指導を行うこと、また保護者と連携をとっていくことを大切にする。

(2) 附属小学校の基本方針

学校目標「自主協同」の精神を生かし、教職員と子ども、子ども同士が協力して、「いじめを許さない学級・学校づくり」を目指す。子ども同士、子どもと教職員がいじめを起こさない関係づくりに努めるとともに、いじめが起こった場合に迅速に対応できる組織をつくる。

(3) 附属中学校の基本方針

自主及び自律の精神を養い、いじめのない学校の実現をめざして、一致協力体制のもとで、いじめの防止、対応にあたる。広い視野を持ち、互いに尊重することで一人ひとりが自信を持ち、仲間はずれを作らない生活環境を保障する

ことで、いじめを予防する。

(4) 附属高等学校の基本方針

広い視野と確かな見方・考え方を持つ生徒、自主・自律の精神を備え他者と協働することのできる生徒を育てる、との教育目標に沿って、自他共に尊重しながら人間関係を築くことのできる生徒を育て、いじめのない学校の実現を目指す。

2 いじめ防止対策のための組織

ア いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、附属小学校、中学校、高等学校は「いじめ防止対策委員会」をおく。

イ いじめ防止対策委員会は、管理職、児童生徒指導部、関係教員及びスクールカウンセラーにより構成される。

ウ 上記に限らず、個々の場面に応じ、学校医、大学の発達臨床心理の専門家、教職員経験者などを追加するなど、柔軟な組織とする。

エ 児童相談所、子ども家庭支援センター、警察など、外部の関係機関と連携し、情報交換やいじめ防止の対策をとる。

オ いじめ防止対策委員会は、当該学校がいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証や見直し、児童生徒・教職員・保護者のいじめ相談の窓口対応、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、情報の共有を行い、いじめの疑いやいじめが発生した場合の組織的な対応の中核となる。

3 いじめに対する措置

(1) 未然防止

ア 児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、ルールを守り、安心・安全に学校生活を送り、主体的に授業や活動に参加・活躍することのできる授業づくり、集団づくり、学校づくりを行う。

イ お互いの人格を尊重し合う態度を養い、意見の相違があっても問題を解決する力、ストレスに対処する力、コミュニケーションの力を育てる。

ウ 道徳教育・人権教育の充実を図り、児童生徒自身がいじめ問題について考える機会を設ける。

エ 防犯教室など、専門家や民間団体と連携した様々な取り組みを実施する。

オ 保護者とともに子ども理解、いじめ防止などの取り組みを考える機会を設定する。

カ 教職員は、ハラスメント等人権委員会による人権研修、校内研修会、独立行政 法人教職員支援機構の研修などを通して、人権意識を高め、いじめ防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。いじめ問題の指導にあたっては、教職員の細心の注意が求められる。適切に状況を判断した上で、児童生徒の指導にあたる必要がある。

(2) 早期発見

ア 教職員は日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないように心掛け、教職員相互が積極的に情報を共有する。

イ 児童生徒や保護者が相談できる様々な機会や窓口を設定し、相談をよびかける。担任による定期的な児童生徒面談、保護者面談のほか、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他いつでもどの教員にも相談しやすい状況をつくるように努め、教育相談体制の充実を図る。

ウ いじめ等に関するアンケート調査や聞き取り、学校評価など、児童生徒・保護者から定期的に情報や相談を得る機会を設け、いじめの未然防止、早期発見に努める。

エ 大学の相談室や、「24 時間子供 SOS ダイアル」（文部科学省）など外部相談機関の情報を、生徒や保護者に伝える。

(3) いじめが起きた時の対応

ア いじめを発見したり相談を受けたりするなど、いじめの事実があると思われる場合には、特定の教職員で判断したり抱え込んだりせず、速やかに組織的に対応する。いじめ防止対策委員会が中心となり、教職員全員の共通理解のもと、支援・指導方針、具体的な対応、役割分担を決定する。保護者と協力し、関係機関、専門機関と連携して対応にあたる。

イ いじめの訴えを傾聴し、事実と気持ちの聞き取りを行うなどして、事実関係を整理する。事実確認の結果は、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の保護者に連絡する。

ウ いじめを受けた児童生徒、保護者への支援を行い、寄り添い支える体制づくりを行う。

エ いじめを行った児童生徒への指導、保護者への助言を行う。いじめを行った児童生徒に対しては、いじめの背景にも目を向けつつ、教育的配慮のもと、毅然

然とした態度で指導を行い、人格の成長に主眼をおいた指導を行う。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携、適切に懲戒を加えることも考えられるが、教育的配慮に十分留意し、健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す目的で行う。

オ いじめが起きた集団に対して働きかけ、いじめがあることを大人に知らせる勇気を持つことの大切さや、はやしたてるなどの同調する行為や傍観する行為もいじめへの加担となることなどを考えさせ、のぞましい集団づくりを進める。

カ 附属学校部長に、事実確認の結果や対応について、随時報告する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア 情報モラル教育を推進し、保護者に対しても啓発活動を行う。

イ 大学と連携して、ネット上のトラブルの早期発見に努め、対処する。

(5) その他

ア 教員が児童生徒に向き合い、ともに過ごす時間を確保できるように、校務の効率化に努める。

イ 学校評価でいじめの問題を取り扱う場合には、目標に対する取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえて改善に取り組む。

ウ 学校評議員会、学校関係者評価委員会、PTAなどといじめの問題について協議する機会を設けるなど、関係機関・団体等との連携をはかり、様々な面から、児童生徒を支援し成長を促す取り組みを工夫する。

Ⅲ 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合には、いじめられた児童生徒の生命・人権・立場等を守り通すとともに、その心情に寄り添い、真摯に適切に対処しなければならない。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合及び精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

年間 30 日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合などには、上記目安に関わらず、迅速に報告、調査をする。

その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合も、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。

（２）重大事態の報告と対応

ア 重大事態が発生した場合、当該附属学校（附属幼稚園を除く。）は、校長又は副校長から附属学校部長を通して大学に報告し、大学は学長から迅速に文部科学大臣へ報告する。当該附属学校（附属幼稚園を除く。）は、発生している事態が重大事態に当たるかどうかの判断にあたり、大学と協議することができる。

イ 副校長は、教職員の共通理解を図り、速やかにいじめ防止対策委員会を中核として対応チームを組織する。

ウ 副校長は、関係児童生徒への事実確認、保護者への連絡、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導など、迅速で適切な組織的対応を図る。大学のいじめ問題等対策連絡協議会とともに、関係機関への連絡体制をつくる。事態の性質に応じて、弁護士や心理の専門家等、専門的知識を有する教職員や外部の専門家の支援を得る。

エ 大学は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や記録・報告書作成のための職員の配置など、必要に応じて人的な支援を行う。

オ 大学と附属学校は、連携協力のもと、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。また、憶測等の誤った情報が広がることにより事態が混乱することがないように、予断のない一貫した情報発信、個人情報への配慮を行う。なお、いじめられた又はそれを申し立てた児童生徒・保護者の合意の下、保護者会の開催等により、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応について報告する。

（３）重大事態の調査

ア 重大事態が生じた場合は、事実関係を明確にし、事実に向き合い、その事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止のため、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」に基づいた調査を行う。

イ いじめ問題等対策連絡協議会の判断に基づき、調査の主体を、いじめ問題等対策連絡協議会又は当該附属学校（附属幼稚園を除く。）の下に置き、大学と

附属学校が協力して調査にあたる。

ウ 調査を行うための組織は、それまでの経緯や事案の特性、いじめられた又はそれを申し立てた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて構成する。事態の性質に応じて適切な専門家を加え、弁護士や学識経験者、心理の専門家等、専門的知識及び経験を有する者であって、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない外部の第三者の参加を図り、公平性、中立性、客観性を確保する。

エ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。

オ 調査による事実確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。いじめられた児童生徒に対しては、状況に合わせた支援を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめられた又はそれを申し立てた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、適切な方法で説明・報告する。プライバシーの保護に配慮し、関係者の個人情報に十分配慮する。質問紙調査の実施により得られた結果が、当該の児童生徒・保護者と適切に共有されるよう、専門的な知識を有する者の意見を得ながら対応する。

イ いじめられた又はそれを申し立てた児童生徒・保護者が希望し、調査報告に対する所見をまとめた文書の提供を受けた場合は、それを調査結果の報告に添える。

ウ 調査結果を学長から文部科学大臣へ報告する。

エ 調査結果に基づき、大学は専門家の派遣や人的支援の強化を行い、いじめ問題等対策連絡協議会は再発防止に必要な策を講じる。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。